

はじめに



少子高齢化の進展に伴い生産年齢人口が減少していく中、活力ある地域社会の発展のためには、あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくりが重要となります。

浜松市では、「浜松市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき策定した「浜松市男女共同参画計画(平成20年度～平成29年度)」において、あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を行ってまいりました。しかしながら、依然として男女の役割に対する固定的な考え方が地域社会の慣習・慣行となって残っています。

また、女性活躍の推進は喫緊の課題となっており、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、平成28年には「働き方改革担当大臣」が誕生しました。長時間労働の是正など女性の活躍推進に欠かせない男性中心型の労働慣行の見直しや、男性の家事・育児参加の促進に向けた取組が進められているところです。

このような、社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ、「第3次浜松市男女共同参画基本計画」を策定し、基本目標として「個の力を発揮する」「地域で支え合う」「社会が支える」を掲げました。本計画の着実な実行により、本市の男女共同参画のあるべき姿としての将来像「男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました浜松市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、今後もなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

浜松市長 鈴木康友

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 第2次浜松市男女共同参画計画の評価	8

第2章 計画の概要

1 計画の位置付けと目的	14
2 計画において目指す将来像	15
3 計画期間	15
4 基本目標	16
5 重点施策	16
6 施策体系図	17

第3章 施策の方向性及び基本的施策

施策の方向性 ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	18
施策の方向性 ② 労働の場における女性活躍の推進	23
施策の方向性 ③ 生涯にわたる男女のこころと体の健康支援	27
施策の方向性 ④ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	31
施策の方向性 ⑤ 学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解	35
施策の方向性 ⑥ 生活に困難を抱える男女への支援	40
施策の方向性 ⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	44

第4章 計画の推進

1 指標の設定	50
2 推進体制	52
3 計画の進捗状況の管理及び公表	53

参考資料

用語解説	54
浜松市男女共同参画推進条例	57
男女共同参画社会基本法	60
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
男女共同参画に関する国内外の動き	80

第1章 計画策定にあたって

1 ▶ 計画策定の趣旨

浜松市は、平成13年3月に「浜松市男女共同参画計画」を策定するとともに、平成14年12月に、本市の男女共同参画の基本理念を定めた「浜松市男女共同参画推進条例」を制定し、男女がともに自分らしく生きる社会の実現を目指してきました。平成17年7月には、天竜川・浜名湖地域12市町村の合併により広域行政に対応するとともに、平成19年4月の政令指定都市移行に伴い、「第2次浜松市男女共同参画計画(H20～H29)」を策定し、男女が積極的に「自立」「参画」「高めあう」ことにより、「人」も「まち」もさらなる飛躍を目指してまいりました。

また、この間、平成20年1月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、「DV防止法」という。)」の一部改正によるDV被害者の保護命令制度拡充を受け、平成23年3月「浜松市DV(配偶者からの暴力)防止・支援基本計画」を策定し、DV被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んでまいりました。

国においては、第4次男女共同参画基本計画に基づく施策が推進されるとともに、女性の力を「我が国最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置付け、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)」が制定されるなど、女性の活躍への期待や関心が各分野で高まりつつあります。

こうした中、女性が活躍できる場を充実させることにより、男女がともに仕事と生活を両立でき、活力ある社会の実現につなげるため、「男女共同参画社会基本法」「女性活躍推進法」「DV防止法」に則った計画として「第3次浜松市男女共同参画基本計画」を策定します。

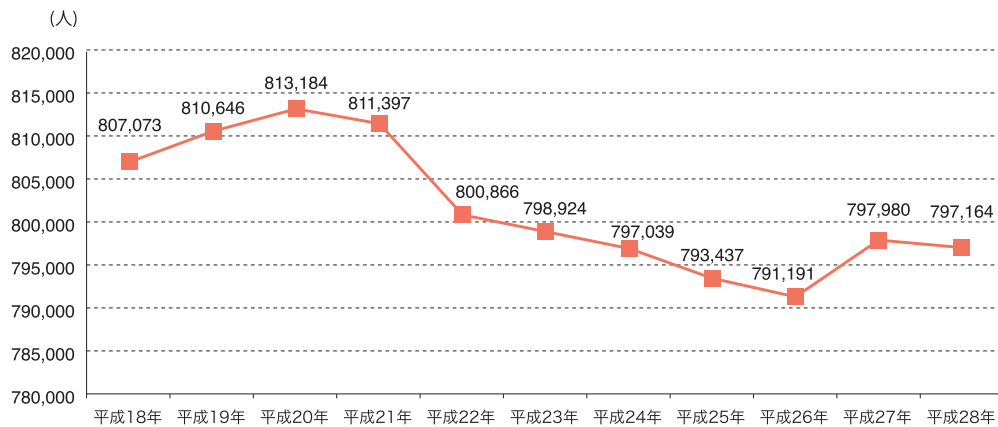
2 ▶ 計画策定の背景

(1) 総人口・世帯数の推移

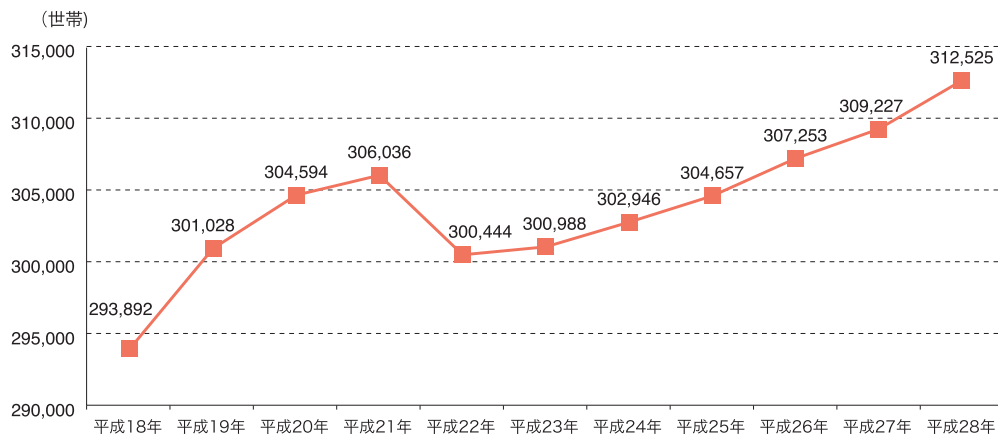
日本の総人口が平成20年をピークに減少に転じている中、本市でも平成20年の813,184人をピークに人口減少局面に突入しています。5年ごとの国勢調査結果を基にした各年の推計人口によると、平成23年に800,000人を割り込みました。平成27年の国勢調査では、6,789人の増となりましたが、平成28年の推計人口では、再び減少しています。

一方、世帯数は、平成22年に大きく減少していますが、その後は再び増加に転じています。平成28年の推計世帯数では、平成21年のピーク時を6,489世帯上回っています。

総人口の推移



世帯数の推移



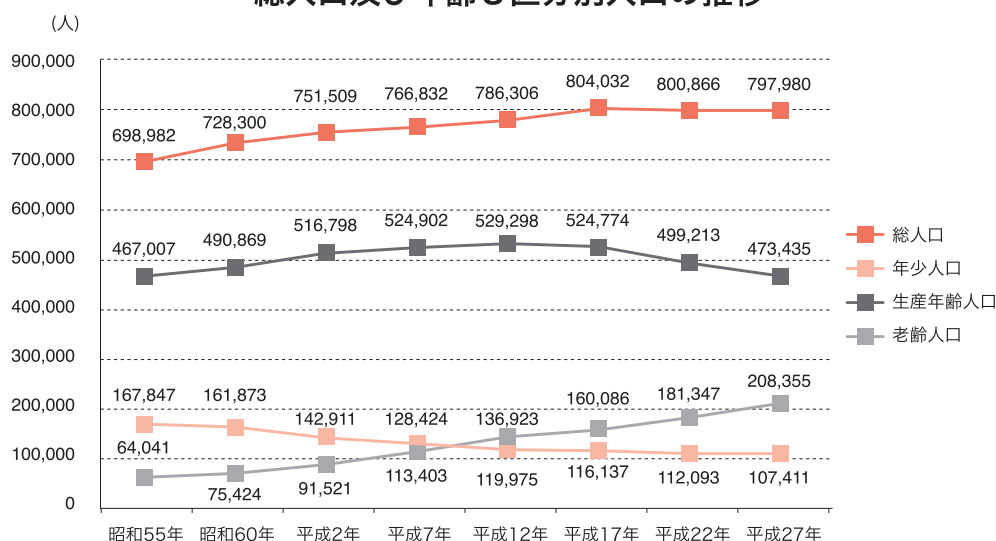
資料：浜松市統計書「人口の推移」及び総務省「国勢調査」

(2) 人口構造の変化

本市の人口構造を見ると、年少人口(0～14歳)は、平成27年に107,411人で、昭和55年と比較して60,436人の減少となっています。生産年齢人口(15～64歳)は、平成27年に473,435人で、6,428人の増、高齢人口(65歳以上)は、平成27年に208,355人で、144,314人の増となっています。

年少人口の減少及び、生産年齢人口の増加を上回る速度での高齢人口の増加により、高齢従属人口指数(生産年齢人口100人で支える高齢人口の数)は、昭和55年の13.7から平成27年は44.0へと上昇しており、人口減少社会の到来とともに、高齢化社会へと人口構造が大きく変化してきています。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



浜松市の年齢3区分別人口及び比率の変化

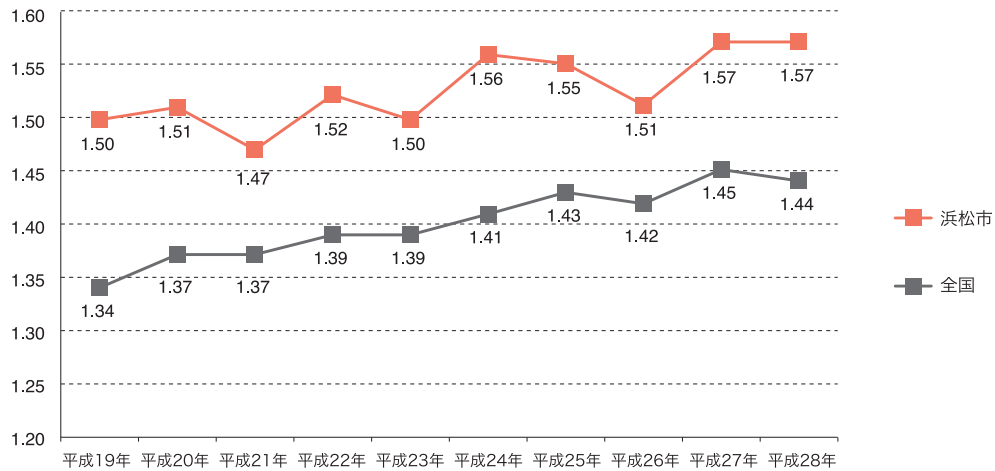
年次	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	698,982	728,300	751,509	766,832	786,306	804,032	800,866	797,980
年少人口(人)	167,847	161,873	142,911	128,424	119,975	116,137	112,093	107,411
生産年齢人口(人)	467,007	490,869	516,798	524,902	529,298	524,774	499,213	473,435
高齢人口(人)	64,041	75,424	91,521	113,403	136,923	160,086	181,347	208,355
年少人口比率(%)	24.0%	22.2%	19.0%	16.7%	15.3%	14.4%	14.0%	13.5%
生産年齢人口比率(%)	66.8%	67.4%	68.8%	68.5%	67.3%	65.3%	62.3%	59.3%
高齢人口比率(%)	9.2%	10.4%	12.2%	14.8%	17.4%	19.9%	22.6%	26.1%
高齢従属人口指数	13.7	15.4	17.7	21.6	25.9	30.5	36.3	44.0

資料:総務省「国勢調査」

(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成28年に1.57で、前年と同じでしたが、全国同様、増減を繰り返しながらも緩やかな増加傾向にあります。

合計特殊出生率の推移



資料：保健衛生年報

※合計特殊出生率

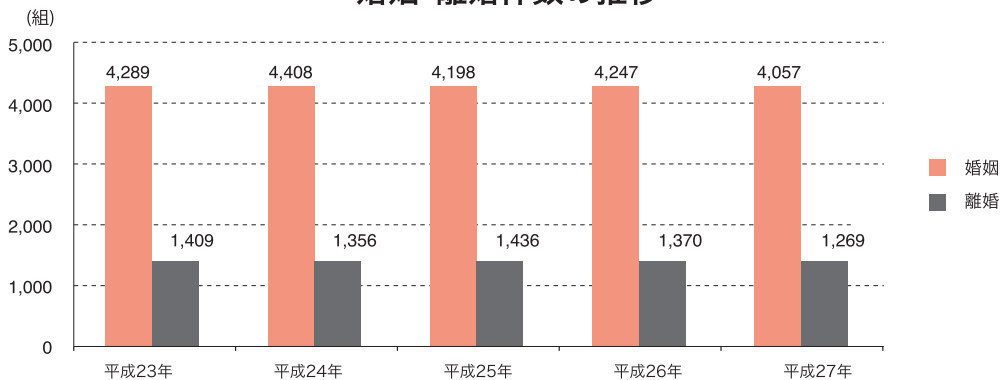
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が一生の間に何人の子供を産むかを表している。

(4) 結婚・離婚の状況

本市の結婚件数は、増減を繰り返しながら4,000～4,400件で推移しており、平成27年は4,057件でした。離婚件数も同様に、増減を繰り返しており、平成27年には1,269件となっています。

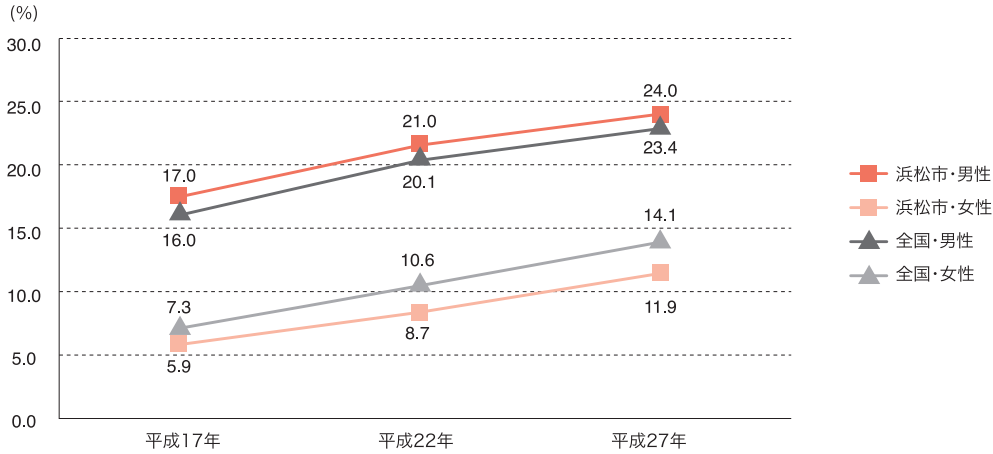
また、生涯未婚率は、女性に比べ男性が高く、本市男性の生涯未婚率は、全国男性よりも高い割合で推移しており、男女とも上昇傾向が続いています。

婚姻・離婚件数の推移



資料：浜松市統計書

生涯未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

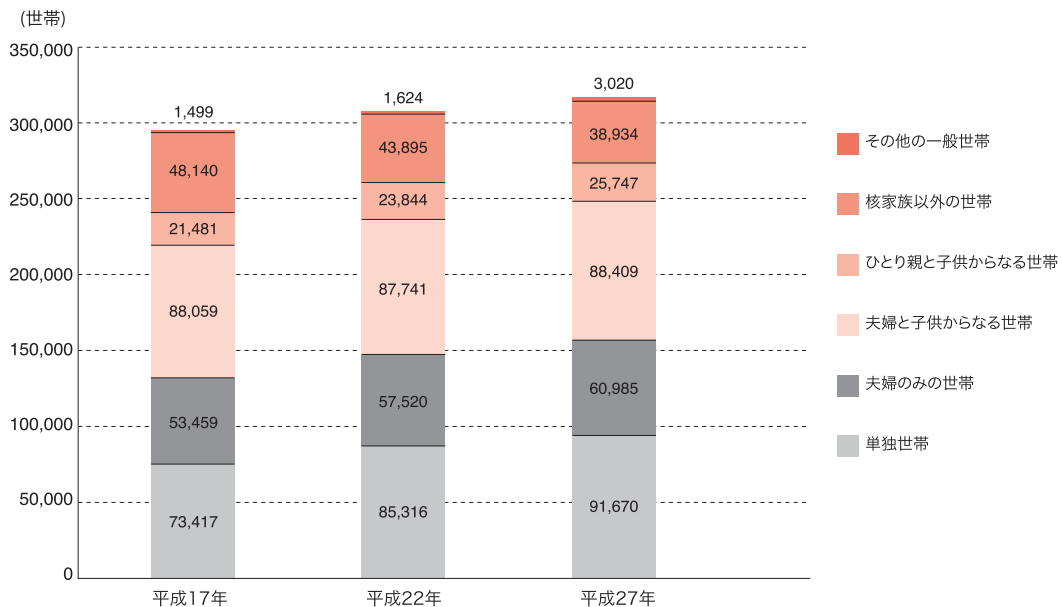
※生涯未婚率

50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合。45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値から算出する。

(5) 家族形態の変化

本市の世帯数は増加傾向にあります。家族類型別の推移をみると、中でも「単独世帯」が大きく増えています。「夫婦のみの世帯」や「ひとり親と子供からなる世帯」などが増えて家族の多様化が進む一方で、「夫婦と子供と親（三世同居）」といった核家族以外の世帯は減少傾向にあります。

世帯の家族類型別一般世帯の推移



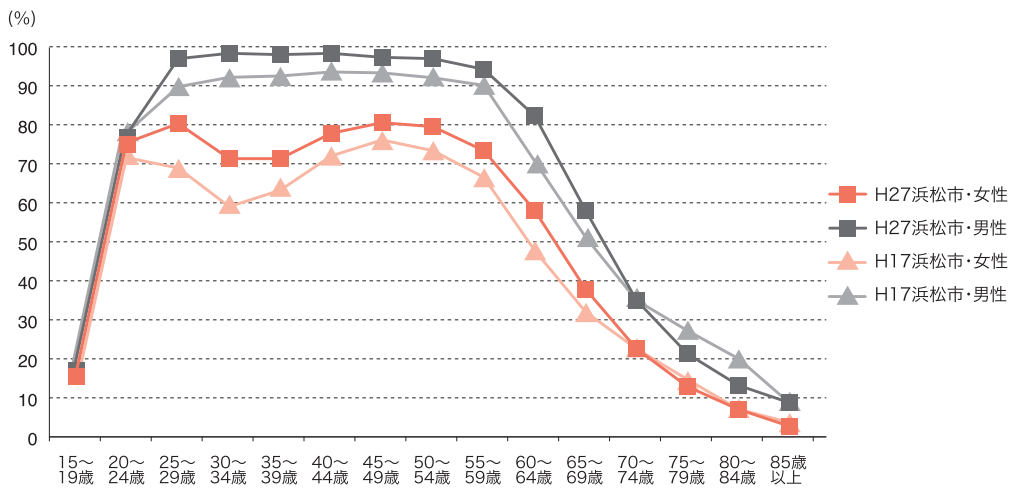
資料：総務省「国勢調査」

(6) 就業の状況

本市女性の平成27年の25歳から29歳の労働力率は、比較可能な昭和25年以降初めて8割を超えました。また、M字カーブの底となった30歳から34歳までの労働力率は、平成17年との比較において1割程高くなっており、M字カーブの底が上昇しています。

また、子供のいる夫婦のとも働き率は52.8%となり、政令市の中で2番目に高い割合となっています。

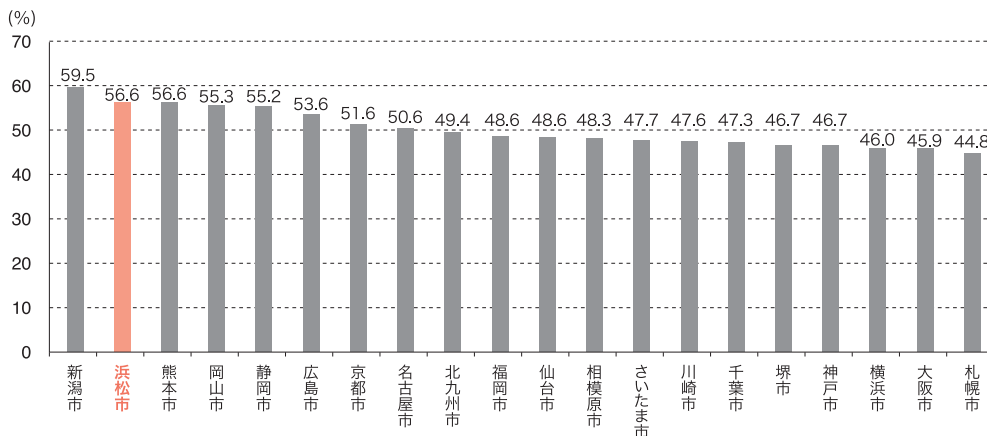
年齢階級別労働力率



資料:総務省「国勢調査」

※労働力率=労働人口/(労働人口+非労働人口)×100

政令市別 子供のいる夫婦のとも働き率

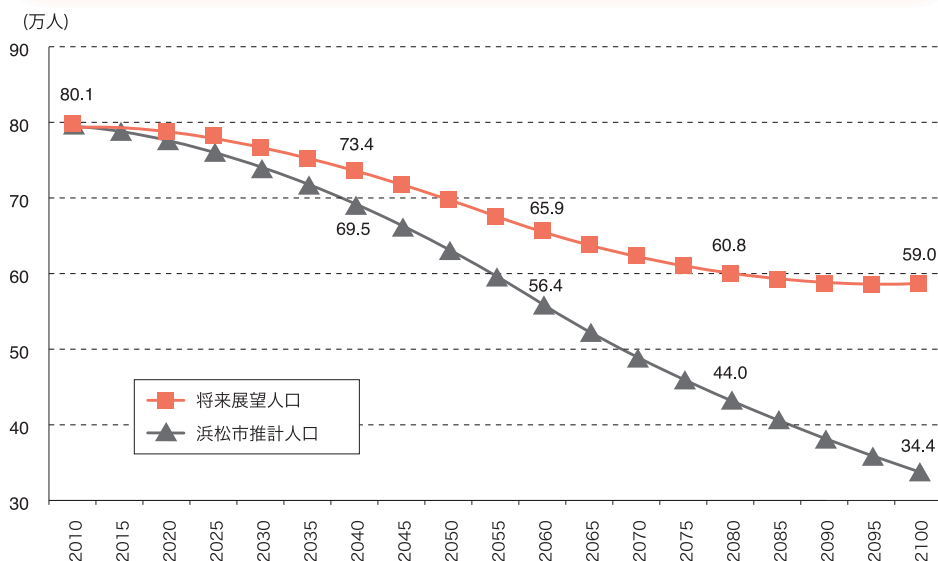
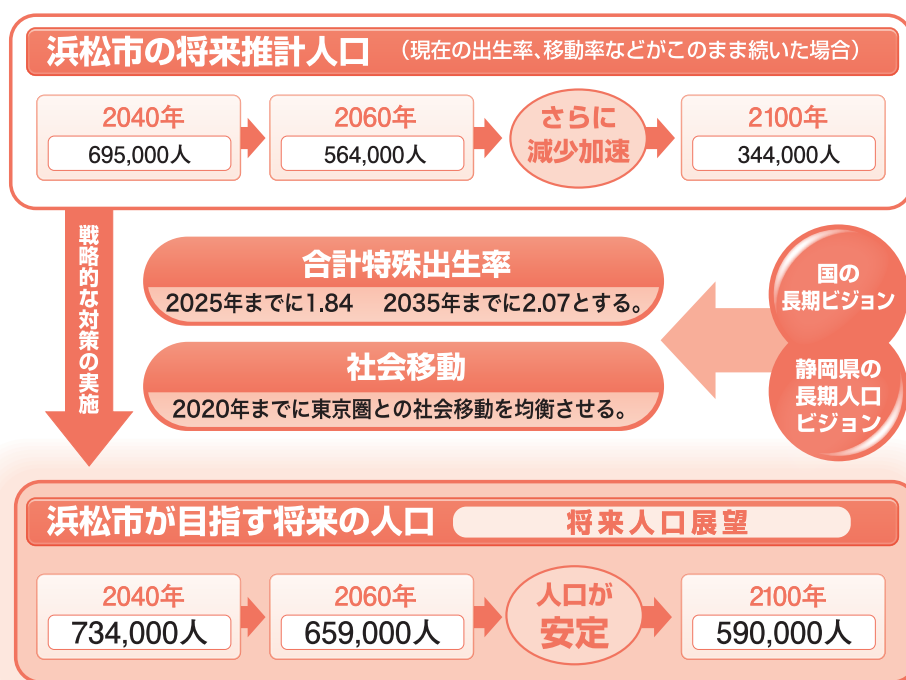


資料:総務省「国勢調査(平成27年)」

※子供のいる夫婦のとも働き率=夫、妻ともに就業世帯(子供あり)/夫婦のいる一般世帯(子供あり)×100

(7) 将来人口展望

本市では、国の長期ビジョン及び静岡県の長期人口ビジョンを勘案した上、人口減少克服に向けて必要な施策を戦略的に講じることによって、人口減少を抑え、長期的に人口構成を最適化することを展望しています。



参考:「浜松市“やらまいか”人口ビジョン」

「第3次浜松市男女共同参画基本計画」を着実に実行することで、浜松市が目指す将来の人口展望に繋がっていくことを期待します。

3▶ 第2次浜松市男女共同参画計画の評価

第2次浜松市男女共同参画計画：後期(平成25年度～平成29年度)の評価

第2次浜松市男女共同参画計画(後期)(平成25年度～平成29年度)では、「地域や家庭における男女共同参画の意識づくり」や「男性にとっての男女共同参画の理解の促進に向けた啓発事業の充実」、「教育に携わる者への意識改革を促すことで男女共同参画を推進する教育環境の整備を図る」ことを目標としました。

目標達成に向けた重点施策を次のとおり定め、市民の身近な場面において、一人ひとりの実践につながる男女共同参画の啓発に取り組んできました。

男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画の意識啓発を目的に、地域や学校等において様々な学習機会を提供するとともに、地域で活動する市民団体等に事業を委託することで、市民目線による様々な意識啓発事業を実施してまいりました。

しかしながら、平成28年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担に対する考え方について「賛成」と答えた割合は49.5%となり、「反対」と答えた割合41.3%を上回りました。また、「家庭生活」「職場」「政治の場」及び、「社会通念・慣習・しきたり」といった分野別における男女平等意識においては、いずれも「男性が優遇されている」と答えた割合が、最も高くなっています。

男女共同参画の推進を図っていくためには、地域、家庭、職場などのあらゆる分野において、未だ根強く残っている文化的・社会的に作られてきた男女の固定的な役割分担意識の解消が課題であるといえます。

男女間の暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、人権侵害にかかわる大きな社会問題となっています。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に則った基本計画として平成23年3月に策定の「浜松市DV(配偶者等からの暴力)防止・支援基本計画」に基づき、DV被害者が安心して相談できる相談体制の充実を図ってまいりました。こうした中、DV被害者が相談しやすい環境を整えることでDV被害の潜在化を防ぎ、早期発見につながるよう、平成26年1月「浜松市配偶者暴力相談支援センター」の開設に至ったことから、概ね計画通りの進捗が図られたものと考えます。

しかしながら、全ての女性が輝く社会の実現のためには、引き続き、女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るとともに、男性も含めた被害者の立場にたった切れ目のない支援に取り組んでいくことが求められます。

男女のニーズの違いに配慮した防災活動

大規模災害時における女性をめぐる様々な問題の解決や、男女のニーズの違いに配慮した防災活動ができるよう、男女共同参画の視点による防災体制づくりに取り組んできました。平成23年の東日本大震災の教訓から、避難所運営委員会への女性の参画や男女別の更衣室、授乳スペースの確保など避難所運営に男女共同参画の視点を取り入れた「浜松市避難所運営マニュアル」を平成26年9月に作成し、避難所運営の主体となる自主防災隊に配付しました。併せて、自主防災隊や市民を対象に、避難所運営の訓練等を実施してきました。

災害時における避難所生活において、身体的、精神的ストレスに配慮した運営ができるよう、引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりに努めていくことが必要です。

生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

男女が互いの性を理解し合い、一人ひとりが自立して、自身の健康を保持していくために必要な各種事業に取り組んできました。

平成26年5月には、本市が「20大都市健康寿命日本一」であることが報道され、最下位の都市と比べると、健康寿命がおよそ4年も長いことがわかりました。認知症や寝たきりにならないで元気に暮らすことができる期間が長いということは、本人も周囲も明るく健康的な生活が持続でき、さらには、社会保障の増加を抑えることにもつながるものと期待されます。

一方、女性には、乳がんや子宮系疾患、更年期の症状といった女性特有の健康問題があり、自己管理や検診が重要となりますが、本市においても、女性のがん検診の受診率は未だ低い状況にあります。

女性の活躍が求められる中、まずは女性自身が正しい知識を持ち、がんへの関心を高めるとともに、早期発見につながるがん検診の受診率向上に向けた取組を継続していく必要があります。

事業成果・社会成果指標一覧

事業成果指標

市民、事業主、市民団体、市等の各事業への取組による**事業の成果**を把握するための目安となる指標

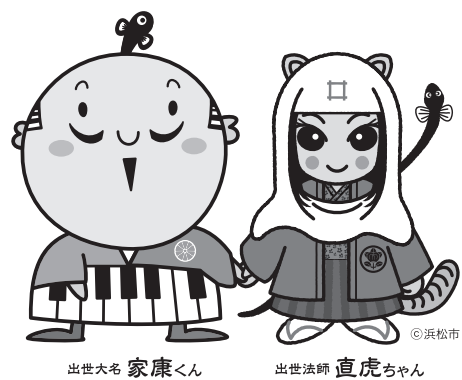
社会成果指標

主な事業の「事業成果指標」を参考に、総合的に事業を実施することにより、**期待される成果**として目安となる指標

基本的施策	指標項目	現状値又は基準値	実績 (H28年度)	目標又は方向	
1 男女共同参画のさらなる推進のための意識改革	事業成果指標	市民等が主催する学習会に市民講師(男女共同参画アドバイザー)を派遣する「こらほ講座」の実施回数(講座申込み件数)、受講者数	34.8回 3,787人 [H20-H23の平均]	38回 4,142人	40回/年 4,500人/年 [H29年度]
		市民団体の企画・提案により実施する男女共同参画パートナーシップ委託事業の件数	11.5件 [H20-H23の平均]	4件	12件/年 [H29年度]
		男女共同参画推進センターの利用者数 ※H24年度までの指標項目	6,991人 [H22-H23の平均]	8,097人 [H24]	8,200人/年 [H24年度]
		男女共同参画推進センターの啓発事業参加者数 ※H24年度から指標項目として追加	1,504人 [H20-H23の平均]	2,419人	1,800人/年 [H29年度]
	社会成果指標	「男は仕事、女は家庭」という意見に否定的な人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	26.3%[H20] 28.8%[H23]	41.3%	50% [H29年度]
		家庭生活で男女が平等であると思う人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	30.3%[H20] 31.4%[H23]	32.2%	50% [H29年度]
		学校教育の場で男女が平等であると思う人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	57.0%[H20] 58.4%[H23]	57.0%	80% [H29年度]
		地域活動の場で男女が平等であると思う人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	37.3%[H20] 37.5%[H23]	39.6%	50% [H29年度]
2 人権の尊重	社会成果指標	・電話相談への相談件数 ・女性法律相談への相談件数 ・男性の生き方相談への相談件数 ・悩みごと相談(男女)への相談件数	829件[H23] 55件[H23] 63件[H23] 894件[H23]	1,292件 122件 168件 1,364件	目標値は設定しないで推移をみていく
		配偶者や恋人へ何らかの暴力をしたことがある人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	10.2%[H20] 9.1%[H23]	8.2%	目標値は設定しないで推移をみていく
		配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがある人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	15.2%[H20] 16.0%[H23]	13.5%	
		セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	12.2%[H20] 14.2%[H23]	—	

基本的施策		指標項目	現状値又は基準値	実績 (H28年度)	目標又は方向	
3	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	事業成果指標	女性リーダー養成のための研修への派遣人数	3人 [H23]	2人	5人/年 [H29年度]
			女性人材リストへの登録者数	171人 [H24.3.31]	126人 [H29.3.31]	200人 [H29年度]
		社会成果指標	審議会等への女性の登用率	32.0% [H23]	27.6% [H28.8.1]	35.0% [H29年度]
			女性委員のいない審議会等数	6/全81 [H23]	4/全70	0 [H29年度]
			自治会における女性の会長の割合、女性の副会長の割合	会長0.68% 副会長2.80% [H24.4.1]	会長0.68% 副会長4.84%	上昇 [H29年度]
			小中学校PTAにおける女性の会長の割合、女性の副会長の割合	会長5.23% 副会長50.81% [H24.4.1]	会長3.40% 副会長53.41%	上昇 [H29年度]
4	仕事と生活の両立支援	事業成果指標	ファミリーフレンドリー企業表彰制度による表彰事業所数	1社 [H19]	H22年度 事業終了	
			放課後児童会の充実(箇所数、定員数) 『浜松市次世代育成支援行動計画(後期)・事業目標』	107箇所 4,475人 [H24.5.1]	114箇所 4,810人 [H26.5.1]	111箇所 4,605人 [H26年度]
			ファミリー・サポート・センター事業による子育て支援件数 『浜松市次世代育成支援行動計画(後期)・事業目標』	17,830件 [H22-H23]	48,140件 [H22-H26]	59,800件 [H22-H26]
			両親学級(はじめてのパパママレッスン等)の受講者数	1,403人 [H23]	2,046人 [H28]	1,900人 [H29年度]
			家族経営協定締結農家数	142件 [H24.3.31]	182件 [H29.3.31]	155件 [H26年度]
			職場で男女が平等であると思う人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	18.6%[H20] 18.8%[H23]	18.7%	35% [H29年度]
		社会成果指標	認可保育園の待機児童数	115人 [H23.4.1]	214人 [H28.4.1]	0人 [H29年度]
			女性就業率 『国勢調査』	48.7% [H22]	49.9% [H27]	目標値は設定しないで推移をみていく
育児期(30~34歳)にある女性の就業率 『国勢調査』	60.9% [H22]	66.8% [H27]				

基本的施策	指標項目	現状値又は基準値	実績 (H28年度)	目標又は方向		
5	男女の自立支援	事業成果指標	再就職準備セミナーの参加者人数 ※H26年度まで(H27年度からは「女性就労支援事業におけるセミナー」を開始) 『浜松市次世代育成支援行動計画(後期)・事業目標』	37人 [H22-H23]	198人 [H22-H26]	100人 [H22-H26]
			母子家庭自立支援給付金事業の受給件数 『浜松市次世代育成支援行動計画(後期)・事業目標』	110件 [H22-H23]	291件 [H22-H26]	185件 [H22-H26]
			男性を対象にした料理教室の受講者数 (本市主催事業の合計)	471人 [H20-H23]	61人[H28] 383人 [H25-H28]	550人 [H25-H29]
	社会成果指標	男女(夫婦)ともに家事を分担していると回答する人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	食事 1.9%[H20] 1.9%[H23] 洗濯 3.4%[H20] 4.3%[H23] 掃除 6.9%[H20] 8.8%[H23]	食事 3.8% 洗濯 6.7% 掃除 14.4%	調査実施毎に上昇 [H29年度]	
		男性の一日の家事関連平均時間 『男女共同参画に関する市民意識調査』	平日 1.0時間 [H20] 1.1時間 [H23] 休日 1.8時間 [H20] 2.0時間 [H23]	平日 1時間17分 休日 2時間6分	調査実施毎に上昇 [H29年度]	
6	国際的 理解と交流	事業成果指標	各種事業・広報活動における男女共同参画に関する国際社会の情報提供回数	5回[H23]	5回	5回/年 [H29年度]
			社会成果指標	男女共同参画に関する国際社会の動向に関心のある人の割合 『男女共同参画に関する市民意識調査』	46.3%[H20] 44.8%[H23]	—



出世大名 家康くん

出世法師 直虎ちゃん

第2章 計画の概要

1 ▶ 計画の位置付けと目的

第3次浜松市男女共同参画基本計画は、浜松市男女共同参画推進条例第12条第1項に基づく基本計画であり「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する基本計画として位置付けます。

本計画は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目的として、条例に規定する6つの基本理念に基づき策定するものです。

男女共同参画社会基本法

DV防止法

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

女性活躍推進法

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

浜松市男女共同参画推進条例

(基本理念)

第3条

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行を見直し、男女が社会における活動において自由な選択ができること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が互いに協力し、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できること。
- (5) 男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたり心身の健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われること。

2 ▶ 計画において目指す将来像

男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松

男女一人ひとりが自立し、あらゆる分野とともに参画することにより、お互いの意欲・能力を高めあい、新たな価値や人材を生み出す創造都市 浜松を目指します。

浜松市未来ビジョン

30年(基本構想)
平成27年度～平成56年度

浜松市総合計画

10年(基本計画)
平成27年度～平成36年度

第3次浜松市男女共同参画基本計画

平成30年度～平成36年度

戦略計画(実施計画)単年度

政策・事業シート

3 ▶ 計画期間

長期的な施策の方向性を定める基本計画及び、具体的な施策について定める事業計画の期間は、平成30年度から平成36年度までの7年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

4 ▶ 基本目標

本市は、「個の力を発揮する」「地域で支え合う」「社会が支える」の連携により「男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松」の実現を目指します。

個の力を発揮する**自助**

男性も女性も、あらゆる分野において個人の持てる力を十分に発揮し、やりがいや充実感を感じながら働くことで活力あるまちづくりが実現します。

一人ひとりが多様な生き方を選択できるとともに、それぞれの責任を果たし、人生の各段階において仕事と生活の調和を実現していくことが重要です。

地域で支え合う**共助**

男性だけでなく、女性も積極的に地域活動等における方針決定過程にかかわっていくことは、地域のさまざまな課題の解決に多様な視点や創意工夫をもたらします。

男女が互いに尊重し合い、ともに支え合う地域社会の実現が不可欠です。

社会が支える**公助**

ひとり親家庭などの生活に困難を抱える人が安定した生活が送れるよう、経済的な自立支援や相談しやすい環境づくりが求められます。

また、DV等の被害者が社会の中で孤立してしまわないよう、社会全体で支えていく必要があります。

5 ▶ 重点施策

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題を踏まえ、第3次浜松市男女共同参画基本計画では、以下の3つの「施策の方向性」について、重点的に取り組みます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

労働の場における女性活躍の推進

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

6 施策体系図

将来像 男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松

基本理念
(条例第3条)

個人の
人権の
尊重

多様な
生き方の
選択

政策決定
等への
平等参画

家庭生活と
他の社会生活
の両立

性と生殖に
関する女性
の健康と
権利の尊重

国際的
理解と協力

基本目標

施策の方向性

基本的施策

女性活躍推進法

個の力を発揮する

1 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス)
の推進 **重点** P18

2 労働の場における
女性活躍の推進
重点 P23

3 生涯にわたる男女の
こころと体の健康支援
P27

4 政策・方針決定過程
への女性の参画拡大
重点 P31

5 学校、地域における
男女共同参画の推進と
国際的理解
P35

6 生活に困難を抱える
男女への支援
P40

7 女性に対する
あらゆる暴力の根絶
P44

- (1) 誰もが働きやすい職場環境づくりの支援
- (2) 男性の家事・育児などへの参画促進
- (3) 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実
- (4) 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援
- (5) 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援
- (6) 自営の農林水産業・商工業等における女性の参画促進
- (7) 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

- (8) 生涯を通じた男女のこころと体の健康支援
- (9) 性を理解するための啓発と相談

- (10) 審議会等への女性の参画拡大
- (11) 地域活動など様々な場における女性の参画拡大
- (12) 女性の人材育成にかかる施策の充実

- (13) 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実
- (14) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- (15) 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実
- (16) 男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信

- (17) ひとり親家庭等の自立支援
- (18) 女性であることで複合的に困難を抱える人への支援

- (19) DV等の防止に向けた意識啓発
- (20) 被害者の相談体制の充実
- (21) 被害者の自立に向けた支援の充実

男女共同参画社会基本法

地域で支え合う

社会が支える

DV
防止法

第3章 施策の方向性及び基本的施策

施策の方向性 1

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

現状と課題

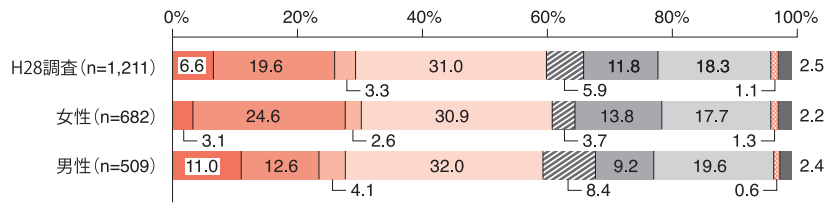
少子高齢化の進行や個人の価値観が多様化する中、男女がともにそれぞれのライフ・ステージに応じ、一人ひとりの望む生き方ができる社会の実現には、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が不可欠です。ワーク・ライフ・バランスの推進は、個人の仕事に対するやりがいや毎日の生活に充足感が生まれるとともに、企業においては、生産性の向上や優秀な人材の確保が期待されるなど経営戦略としても重要です。

平成28年度の市民意識調査では、仕事や家庭生活の優先度について、女性、男性ともに「仕事と生活」を優先したいと望んでいるにもかかわらず、現実として「仕事」又は「家庭生活」を優先している結果となりました。また、家事や育児等に従事する平日の平均時間は、女性5時間45分に対し、男性1時間17分となり、家事や育児の多くを依然として女性が担っています。仕事と家庭を両立しなければならない家庭においては、男性に比べ、女性の家事や育児の負担が大きくなっているといえます。また、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことについては、「保育所や放課後児童会など、子供を預けられる環境の整備」が最も多く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」「男性の家事参加への理解・意識改革」となっています。

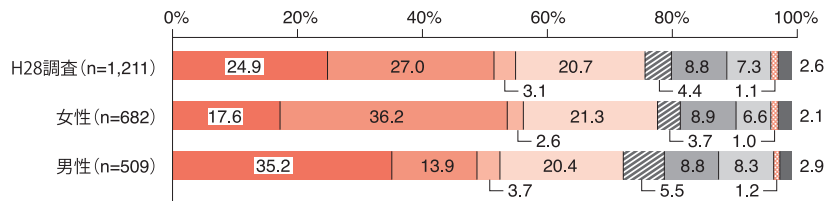
さらに、近年の晩婚、晩産化により、育児と親の介護や健康問題を同時に抱える「ダブルケア」に直面する女性も増えてくることも予想されます。

このため、ワーク・ライフ・バランスの推進には、多様なニーズに対応した子育て支援等の充実や、職場における誰もが働きやすい環境づくりが必要です。また、ワーク・ライフ・バランスがもたらす好循環について広く啓発し、企業と個人の意識の変革を促していくとともに、併せて、行政と企業等とが連携し、地域におけるワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図っていくことが重要となります。

■ 「仕事」「家庭生活(育児・家事・介護等)」「地域活動・個人の生活(自治会・PTA・ボランティア・趣味・学習等)」の優先について、あなたの理想に最も近いものはどれですか。



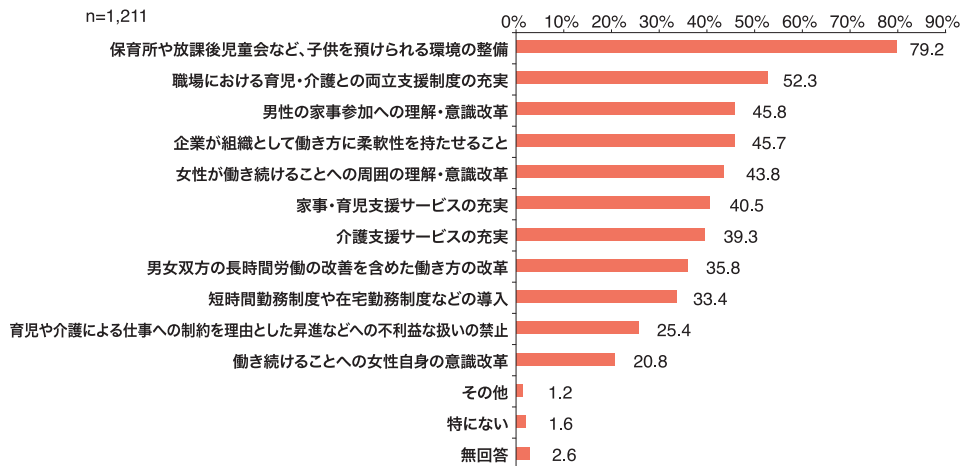
■ あなたの現実の生活はどうですか。



■ 家事・育児等に従事する1日の平均時間

	平日平均時間	休日平均時間
全体	3時間54分	4時間31分
女性	5時間45分	6時間18分
男性	1時間17分	2時間6分
(参考)H23調査	2時間42分	3時間36分

■ 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いませんか。



資料:浜松市の男女共同参画に関する市民意識調査(平成28年度)

◆ 成果指標

項目	現状値 (H28)	目標値 (H36)
ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	30事業所	延べ200事業所
保育所等利用待機児童数	168人 (H29.4.1)	0人 (H31) ※1
放課後児童会待機児童数	377人	0人 (H31) ※2

※1、※2は「浜松市“やらまいか”総合戦略計画(H27～H31年度)」より指標抽出

◆ モニタリング指標

項目	現状値 (H28)	数値の方向性 (H36)
男性が平日に家事や育児に従事する平均時間	1時間17分	↗

◆ 基本的施策

(1) 誰もが働きやすい職場環境づくりの支援

職場における男性中心型労働慣行を見直し、ワーク・ライフ・バランスのとれた誰もが働きやすい職場環境づくりを支援します。

主な取組	事業内容	所管課
誰もが働きやすい職場環境づくりの支援	職場におけるワーク・ライフ・バランス等の推進を側面的に支援するため、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所にアドバイザーを派遣します。	UD・男女共同参画課
	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍の推進に取り組む事業所を認証し、積極的な取組が他の事業所へ波及するよう取組内容をホームページ等で紹介します。	UD・男女共同参画課
	様々な業種の事業所にワーク・ライフ・バランスや女性活躍が促進するよう、事業所への訪問活動等を行います。	UD・男女共同参画課
	若年層を対象に、働きやすい職場環境づくりに取り組む事業所情報等の見える化を図ります。	UD・男女共同参画課
市職員の働き方改革	市職員の時間外勤務の縮減や、休暇取得の促進などの働き方改革に取り組みます。	人事課

(2) 男性の家事・育児などへの参画促進

家庭における男性の家事・育児などへの参画を促すとともに、参画しやすい環境づくりや男性が家事等に参画することへの理解と意識を深めます。

主な取組	事業内容	所管課
男性の家事や育児などへの参画支援及び促進	男性を対象に、家事や育児などへの参画を促すための各種講座等を開催します。	UD・男女共同参画課
	はじめての出産を控える夫婦を対象に、妊娠・出産・育児の準備をするための必要な知識を提供します。	健康増進課
	市職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを進め、男性職員の育児参画を促進します。	人事課
男性の家事や育児などへの参画に対する理解の促進	学校教育において、乳幼児親子との交流体験を実施し、次世代を担う子供たちに男女がともに育児に関わっていくことの大切さを学ぶ機会を提供します。	子育て支援課
	これから親としての役割を担う青年期の男女を対象に、妊娠・出産についての正しい知識を提供することで、育児等に関わっていくことの意識を醸成します。	健康増進課
	就職を控えた学生を対象に、これからの人生設計の中で、男性も積極的に家事や育児に関わることを啓発するための学習機会を提供します。	UD・男女共同参画課
	男性が家事等へ参画することに対する理解を促すため、情報誌等による啓発を行います。	UD・男女共同参画課

(3) 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実

育児・介護者の負担軽減につながるよう、多様化する就業形態に対応した子育てサービスの提供や介護支援サービスの充実を図り、仕事との両立しやすい環境を整備します。

主な取組	事業内容	所管課
保育等サービスの充実	待機児童を解消するため、認定こども園や保育所の創設、増改築を推進します。	幼児教育・保育課
	保護者の子育てと就労との両立を支援するため、認定こども園や保育所において延長保育を行います。	幼児教育・保育課
	仕事と子育てが両立できる環境を整えるため、事業所内保育所等の設置を促進します。	幼児教育・保育課
子育てサービスの情報提供	子育て情報サイトや情報誌等により、子育てサービスの情報を提供します。	子育て支援課
放課後児童対策の充実	就労等により昼間保護者がいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供します。	教育総務課
介護にかかる相談窓口の整備及び、サービスの情報提供	高齢者やその家族の総合相談窓口として、地域包括支援センターにおいて関係機関との連携を図り、必要な支援につなげていきます。	高齢者福祉課
	介護サービスが利用しやすいよう、サービスの情報を広く提供します。	介護保険課

現状と課題

少子高齢化が進み、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり活力ある社会を築いていくためには、経済分野での「女性の力」の発揮が求められています。「女性の力」が発揮されることは、労働力人口という観点からだけでなく、女性の視点による新たな価値の創造のためにも重要です。平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、「女性の力」の発揮により社会全体が活性化されていくことが期待されています。

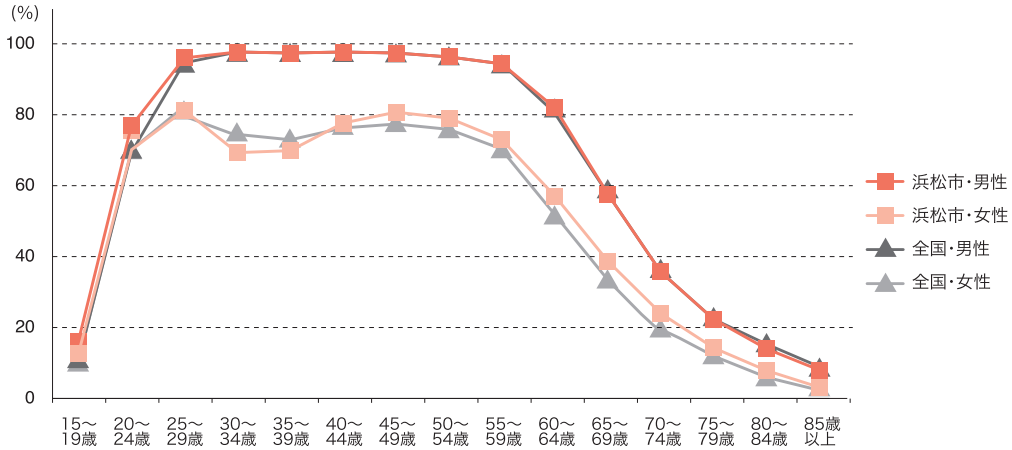
平成27年の国勢調査では、20歳～24歳の本市女性の労働力率は全国的に比べて高い状況にあるにもかかわらず、結婚・出産期にあたる25歳～39歳には低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇しています。女性の年齢階級別労働力率における「M字カーブ」は、解消されていません。

平成28年度の男女共同参画に関する事業所実態調査では、女性従業員にいつまで働き続けてほしいかの問いに対して「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」と答えた割合が72.1%を占めており、雇用する側は女性の継続就業を望む結果となりました。また、女性従業員の能力を活用するための取組について「業務に必要な知識や能力、資格取得の教育や研修を、性別に関係なく実施している」と答えた割合が35.3%となった一方で、「特に何もしていない」と答えた割合も34.3%あり、働く女性のキャリア形成等が課題であるといえます。

その他にも、自営の農林水産業・商工業等の分野で働く女性は、労働力として重要な役割を担っていますが、仕事と家事・育児等の家庭生活との区別がつけにくいことで労働力が十分に評価されないことも懸念されます。

労働の場において女性の活躍を推進していくためには、就労意識の多様化に即した就労支援や女性が働き続けられる環境づくり、労働条件の適正化等の支援が必要となります。また、働く女性のキャリア形成や積極的な登用を促すとともに、結婚や出産などを理由に離職した女性が、再び就業を希望する際の再チャレンジ支援も必要です。

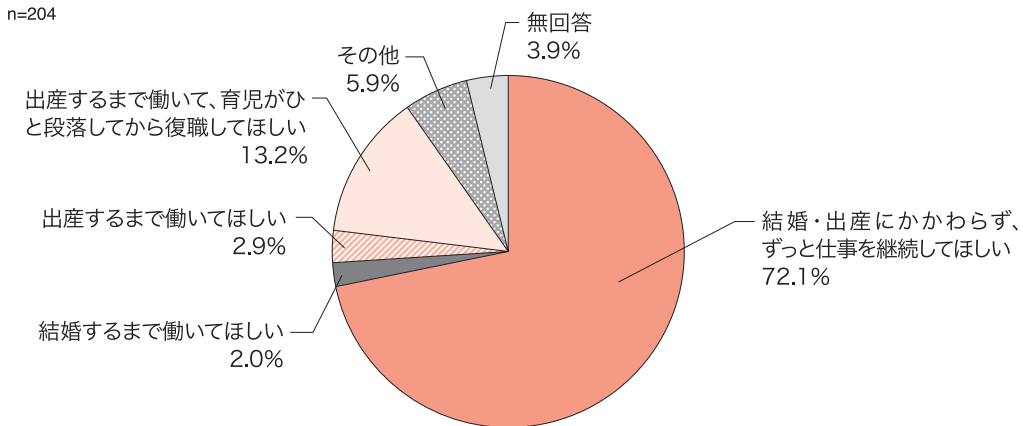
■年齢階級別労働力率



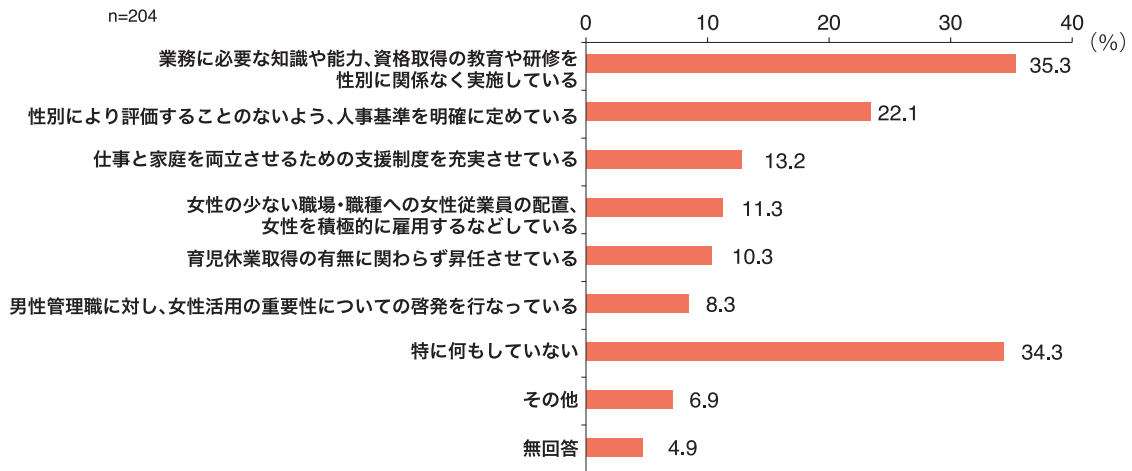
※労働力率=労働人口/(労働力人口+非労働力人口)×100

資料:総務省「国勢調査(平成27年)」

■女性従業員にいつまで働き続けてほしいと思いますか。



■女性従業員の能力を活用するために、貴事業所ではどのような取組を行っていますか。



資料:浜松市の男女共同参画に関する事業所実態調査(平成28年度)

◆ 成果指標

項目	現状値 (H28)	目標値 (H32)
市の女性職員が管理職に占める割合	8.1%	15.0% ※

※「はままつ女性職員活躍応援プラン(H28～H32)」より指標抽出

◆ モニタリング指標

項目	現状値 (H28)	数値の方向性 (H36)
女性起業家延べ数(起業家カフェ)	延べ27人	↗
家族経営協定の延べ締結数	延べ182件	↗

◆ 基本的施策

(4) 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援

就業中の女性を対象に、知識の取得や意識の向上を図る学習機会等を提供し、働く女性のスキルアップやキャリア形成、継続就業を支援します。

主な取組	事業内容	所管課
女性のキャリア形成への支援	就業中の女性を対象に、キャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。	UD・男女共同参画課
	職場における女性活躍を促進するため、女性のロールモデル育成を支援します。	UD・男女共同参画課
	市の女性職員スキルアップ研修やキャリアアップ研修を実施します。	人事課
女性が活躍できる職場環境づくりの支援	事業所等に社会保険労務士等を派遣し、女性が職場で活躍できる環境づくりを支援します。(再掲)	UD・男女共同参画課

(5) 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援

起業や再就職に必要な知識・技術等の習得にかかる情報や学習機会を提供し、女性の希望に応じた働き方や再就職を支援します。

主な取組	事業内容	所管課
女性のための再就職支援	就職に必要な知識の習得やスキル向上の機会を提供し、就職を希望する女性の就労を支援します。	産業総務課
	各区において、就職や保育に関する情報提供や個別相談を行う「出張マザーズコーナー」事業を実施し、女性の再就職を支援します。	子育て支援課
女性の起業支援	起業や新事業展開支援の総合窓口として「はままつ起業家カフェ」を運営し、女性の起業を支援します。	産業振興課

(6) 自営の農林水産業・商工業等における女性の参画促進

自営の農林水産業・商工業等に従事する女性の参画を促すとともに、職場環境の整備や労働条件の適正化を支援します。

主な取組	事業内容	所管課
家族経営協定締結の啓発・支援	家族間のパートナーシップを確立し魅力ある農業経営をめざすため、家族経営協定の締結を促します。	農業振興課
農林水産業等における女性活躍の情報発信	農林水産業等に従事する女性を講師に迎えて講座等を開催し、それぞれの分野で女性が働くことの可能性と魅力を発信します。	UD・男女共同参画課

(7) 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

男女がともに働きやすい職場環境を構築するため、男女雇用機会均等法など働くときに関係する法律等の情報提供や、職場でのハラスメント(セクハラ・パワハラ・マタハラ等)防止に向けた啓発に努めます。

主な取組	事業内容	所管課
職場におけるハラスメントの防止啓発	職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラ等のハラスメント防止に向け、企業等が企画する学習会に講師を派遣します。	UD・男女共同参画課
	市の組織において、ハラスメント等のない職場環境づくりのため、職場における相談員を育成します。	人事課
働くときに関係する法令や制度の周知	誰もが働きやすい職場環境をつくるため、働くことに関するルールの基礎知識を情報提供します。	産業総務課
労働相談事業の実施	労働条件に関する問題や働く上での疑問や問題点について専門家による相談を実施します。	産業総務課
男女共同参画苦情処理検討委員の配置	性別を理由とする差別的な取扱いなどにより受けた被害や不利益の申出に対し、必要な助言を行います。	UD・男女共同参画課

現状と課題

生涯にわたって心身ともに健康で自立した生活を送るためには、病気や介護の予防に重点を置き、こころと体の健康を維持していくとともに、快適で質の高い生活を送ることができるよう支援することが重要です。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患などがあり、生涯にわたり男性とは異なる健康上の問題に直面することから、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点が必要です。

一方男性は、働き盛りの過労自殺や高齢者の引きこもり、孤立など、こころの健康に起因する問題に直面します。この背景には、「男は仕事」「男は弱音を吐かない」といった「男らしさ」の社会通念が潜んでいることも考えられます。

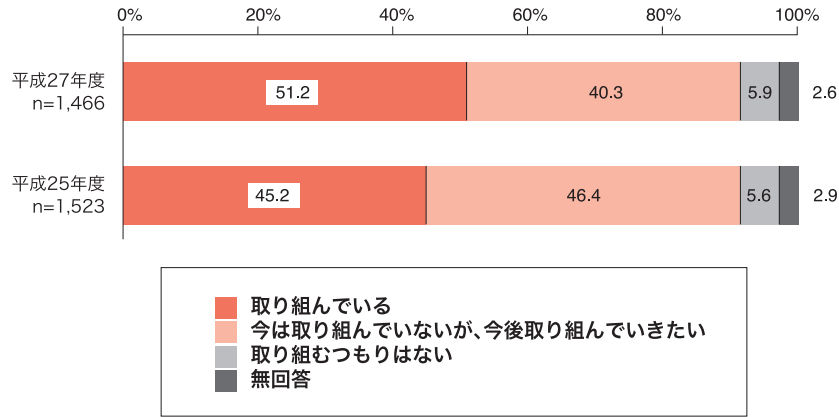
また、これとは別に、性的マイノリティ(LGBT)への人権の配慮として性の多様性の理解が求められています。

このため、男女が互いにこころと体の性差を理解するとともに、性の多様性についての理解を深め、心身及び健康について正確な知識と情報を得るだけでなく、的確な医療や相談を含む健康支援等を受けることが必要です。

平成26年5月に公表された20大都市別の健康寿命では、女性75.94歳、男性72.98歳と、本市においては女性、男性ともに1位となりました。健康寿命を延ばすために、「自らの健康は自らが守りつくる」という個人の意識を高め、健康の保持増進や生活習慣病の発症、重症化を予防することは、生涯にわたり自立した生活を送る上で重要となります。

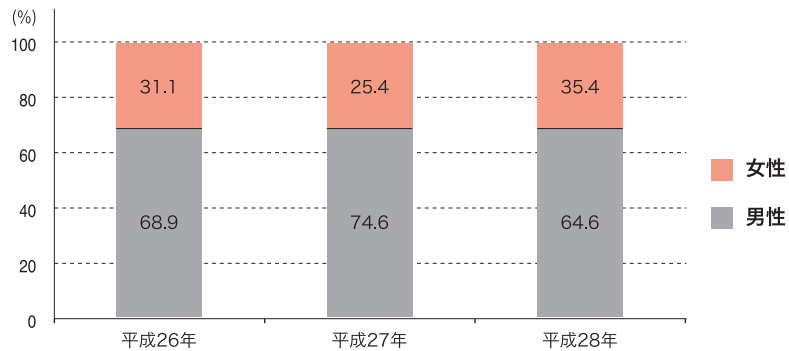
女性も男性も、認知症や寝たきりにならないで元気に暮らすことができるようにするため、ロコモーショントレーニングやスローエアロビックの普及に取り組むとともに、人生の各段階に応じ健康の保持増進に適切に取り組むきっかけを提供していくことが必要です。

■日ごろ、あなたは健康のために何か取り組んでいることはありますか。



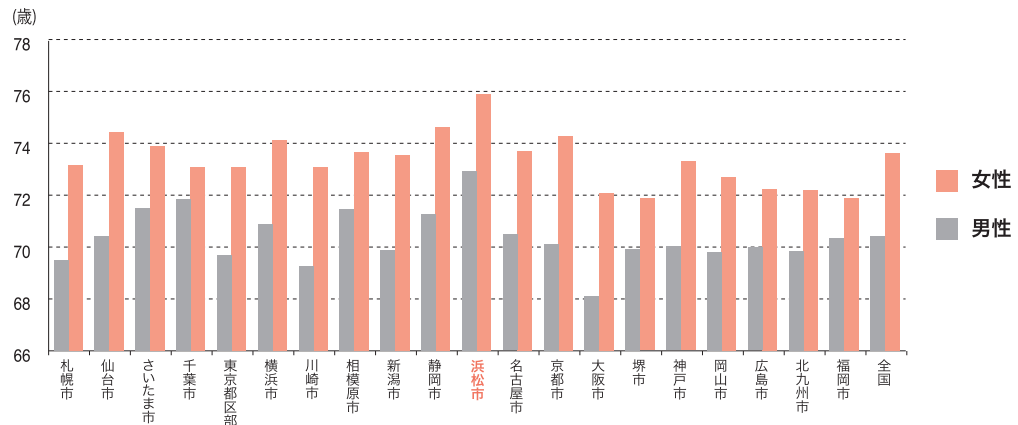
資料：市民アンケート調査(平成27年度)広聴広報課

■自殺者数の男女別割合



資料：健康医療課

■20大都市別健康寿命



資料：厚生労働省研究班まとめ(平成26年5月)

◆ 成果指標

項 目	現状値 (H28)	目標値 (H36)
乳がん検診受診率	18.9%	22.9%
子宮頸がん検診受診率	14.9%	18.9%

◆ モニタリング指標

項 目	現状値 (H28)	数値の方向性 (H36)
男性相談の相談件数	168件	↗

◆ 基本的施策

(8) 生涯を通じた男女のこころと体の健康支援

男女が互いの性を理解し、一人ひとりが自立して自身の健康を保持していくために必要な、こころと体の健康支援に努めます。

主な取組	事業内容	所管課
生涯を通じた男女の健康支援	疾病の早期発見・早期治療を目的に、がん検診等の受診率の向上に向けた取組を実施します。	健康増進課
女性の健康問題についての啓発及び支援	民間企業等と連携し、妊娠・出産を正しく理解するための未来のパパママ講座を実施します。(再掲)	健康増進課
	不妊に悩む方への特定不妊治療を支援します。	健康増進課
相談体制の充実	相談者の健康増進を支援するため、健康に関する個別の相談に応じます。	健康増進課
	電話やメールにて、思春期から更年期までの女性の様々な相談に対応します。	健康増進課
	男性が抱える家庭や仕事の悩みごと等について、男性相談員による相談を行います。	UD・男女共同参画課
	様々な相談事業の情報を集約し、利用しやすい情報提供を行います。	健康医療課
HIV／エイズ等の予防のための啓発	エイズ等について、予防のための啓発活動を実施します。	生活衛生課
	性感染症検査(HIV・梅毒・クラミジア・B型肝炎)を実施するとともに、相談に応じます。	生活衛生課
自殺対策の推進	関係機関が連携する「自殺対策連携会議」を開催し、自殺対策の総合的な推進を図ります。	健康医療課

(9) 性を理解するための啓発と相談

男女が互いの性を尊重することができるよう意識啓発に努めるとともに、学校や家庭、地域などにおいて、多様な性のあり方についての理解の促進を図ります。

主な取組	事業内容	所管課
性に関する正しい知識の提供	中学2年生を対象に、性に関する正しい知識を提供し、自分自身の健康を自ら守ることを目的に教室を実施します。	健康増進課
	高校生を対象に、性教育の機会を提供します。	健康増進課
性の多様性の理解の促進	市民を対象に、人権問題として性の多様性の理解を促進するための講座等を開催します。	福祉総務課 (人権啓発センター)
	市職員を対象に、性の多様性など、様々な人権問題に対する理解と認識を深めるための研修を行います。	人事課 福祉総務課 (人権啓発センター)
	市職員を対象に、性の多様性を理解するための情報発信を行います。	UD・男女共同参画課 福祉総務課 (人権啓発センター)
	性的マイノリティ(LGBT)への人権の配慮として、市職員向け「対応指針」の作成について、調査・研究します。	UD・男女共同参画課 ほか関係各課
学校教育における性的マイノリティ(LGBT)の児童・生徒への配慮	性的マイノリティ(LGBT)の児童・生徒へ適切に対応するため、教職員やスクールカウンセラーの理解を深めます。	指導課 教育センター
性別に関係なく相談できる相談窓口の設置	男女共同参画推進を図る拠点施設において、性別に関係なく相談できる相談事業を実施します。	UD・男女共同参画課

現状と課題

将来にわたり豊かで活力ある社会を実現するためには、一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる分野における政策・方針決定過程において、いずれかの性に偏ることなく多様な視点からの意見を反映することが重要です。

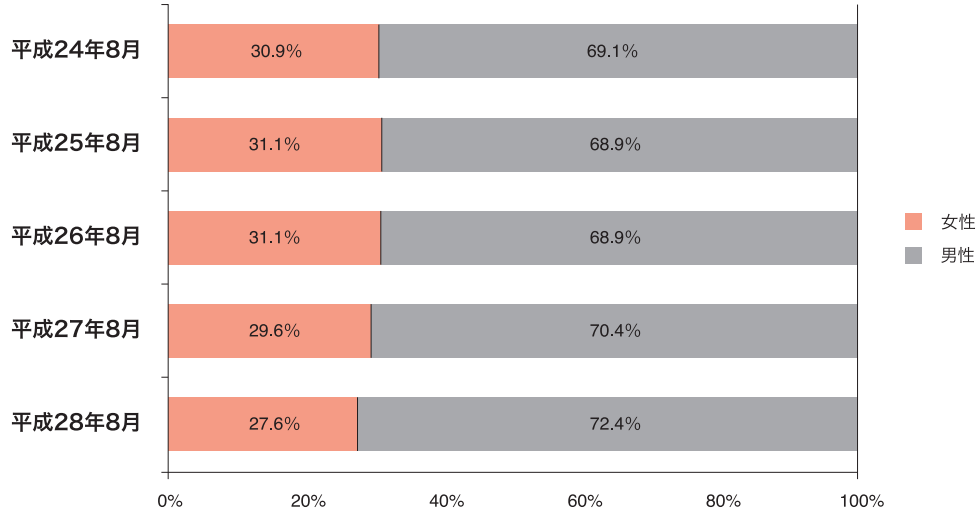
本市では、附属機関として設置する審議会における委員の男女比について、それぞれが定数の35%以上となるよう基準を設け適正化を図っています。併せて、本市の男女共同参画計画においては、審議会等への女性の登用率について、平成29年度までに35%の目標値を掲げて取り組んできました。

しかしながら、平成27年の統一地方選挙において、本市市議会における女性議員の占める割合が6.5%から19.6%と飛躍的に増える一方で、市の審議会等における女性委員の割合は27.6%(平成28年度)と、依然として低い状況にあります。また、地域活動における意思決定の場となる自治会、小中学校PTAの会長職に占める女性の割合も、未だ十分な状況にあるとはいえません。

平成28年度の市民意識調査では、政治や企業活動、地域活動などのあらゆる分野において、政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由について、「固定的性別役割分担意識による社会通念」や「男性優位の組織運営」と答える割合が高くなっています。

あらゆる分野において、政策・方針決定の場に女性の参画を拡大していくためには、固定的な性別役割分担による男性優位の意識の解消に努めるとともに、女性自身の意識改革や人材育成のための学習機会を提供していくことが必要です。

■市の審議会等に占める女性の割合



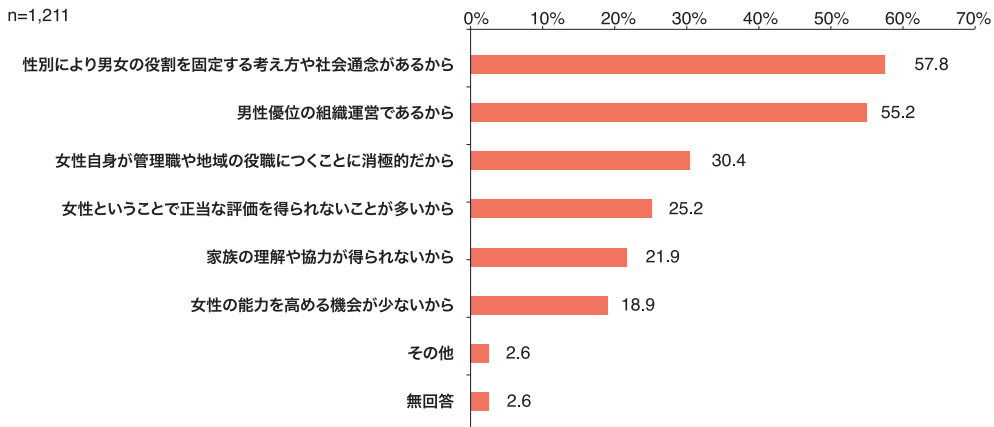
資料：政策法務課

■自治会および小中学校PTAにおける女性の参画状況(平成28年)

	総数(人)	女性の人数(人)	女性比率
自治会長	737	5	0.68%
自治会副会長	1,796	87	4.84%
PTA会長	147	5	3.40%
PTA副会長	616	329	53.41%

資料：UD・男女共同参画課

■政治や企業活動、地域活動などのあらゆる分野において、政策や方針決定過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いませんか。



資料：浜松市の男女共同参画に関する市民意識調査(平成28年度)

◆ 成果指標

項 目	現状値 (H28)	目標値 (H36)
附属機関における女性の登用率	27.6% (H28.8.1)	35.0% (基準値)

◆ モニタリング指標

項 目	現状値 (H28)	数値の方向性 (H36)
自治会における女性会長の割合	0.68%	↗
PTA活動における女性会長の割合	3.40%	↗

◆ 基本的施策

(10) 審議会等への女性の参画拡大

市の政策や方針決定に深くかかわる審議会等において、いずれかの性に偏ることなく多様な視点からの意見が反映されるよう、女性委員の登用促進を図ります。

主な取組	事業内容	所管課
女性委員の登用促進	附属機関等の設置や運営状況等を調査し、公表します。	政策法務課 UD・男女共同参画課
	附属機関等の設置・運営に関する基本方針に基づき、女性の登用率の適正化を図ります。	政策法務課 UD・男女共同参画課
	審議会等への女性登用を促進するため、女性人材リストの活用を促します。	UD・男女共同参画課

(11) 地域活動など様々な場における女性の参画拡大

自治会やPTAなどの地域活動における方針決定の場において、女性の参画拡大に向けた理解の促進に努めます。

主な取組	事業内容	所管課
地域活動における女性の参画状況の調査・報告	自治会やPTAにおける女性の参画状況を把握するため、年度ごとに調査を行い、報告します。	UD・男女共同参画課
地域活動における女性参画への理解の促進	自治会活動における女性の参画に対する市民の理解を深めるため、女性自治会役員へのインタビューを行い、ホームページに掲載します。	市民協働・地域政策課
	女性の参画に対する理解を深めるため、市民等が企画する学習会に講師を派遣します。(再掲)	UD・男女共同参画課
女性の参画促進に向けた意識啓発	様々な分野における女性の参画促進につながるよう、意識啓発のための情報誌を発行します。	UD・男女共同参画課

(12) 女性の人材育成にかかる施策の充実

女性が方針決定過程に参画するために必要なスキルを習得できるよう、学習機会等の提供に努めます。

主な取組	事業内容	所管課
女性の人材育成	地域やPTA、審議会等あらゆる分野で活躍できる女性の人材を育成するため、男女共同参画の推進を図る拠点施設において講座等を開催します。	UD・男女共同参画課
	地域で活動する市民団体等に意識啓発事業を委託することで、地域における女性リーダーの育成を図ります。	UD・男女共同参画課
	飯田市、豊橋市、浜松市による女性交流事業を通して、地域活動における女性リーダーの育成を支援します。	UD・男女共同参画課
学習機会の情報提供	国や県等が主催する女性リーダー育成研修等の学習機会の情報提供をします。	UD・男女共同参画課

現状と課題

一人ひとりが男女共同参画についての意識を高め、性別にかかわらず主体的で多様な生き方を選択できるようにしていくためには、人々の意識に根付いている固定的な性別役割分担意識の解消が不可欠です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という男女の役割分担に対する考え方について、国の平成28年度世論調査では「賛成」40.6%、「反対」54.3%となっています。同様の質問について、平成28年度の市民意識調査では、「賛成」49.5%、「反対」41.3%と「賛成」が「反対」を上回り、国とは異なる結果となりました。家族における望ましい役割分担については、前回調査時との比較において、「夫も妻も働き、両方で家事・育児・介護等をするのがよい」と答えた割合が減る一方で、「夫も妻も働き、家事・育児・介護等は妻がするのがよい」と「夫が働き、妻は家事・育児・介護等をするのがよい」と答えた割合が、いずれも増えています。

また、各分野における男女平等意識については、「学校教育の場」で平等と思う人の割合が半数を超える一方で、「家庭生活」「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」においては、男性の方が優遇されていると思う人の割合が半数を超えています。

性別により男女の役割を決めてしまう考え方や男女の能力や適性に関する思い込みは、時代とともに変わりつつありますが、本市においては、未だ社会通念となって地域社会の中に根強く残っているといえます。様々な分野で、性別や慣習にとらわれることなく能力を発揮するには、教育や学習が重要な役割を果たします。このため、学校教育において、性別にとらわれない生き方や職業選択を理解するとともに互いを認め合う心を育むことは、社会全体の男女共同参画の推進につながるものと期待されます。

また、本市は多くの外国人市民が居住していることから、市民一人ひとりが地域社会の対等な一員として、各国の女性を取り巻く諸問題や文化・習慣の違いを理解し、多様な価値観を尊重することも重要です。